

○議事日程

令和7年12月23日（火） 第5日

- |     |            |   |
|-----|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |   |
| 第 2 | 議案第56号     | 岐南町手数料条例の一部を改正する条例について                    |
| 第 3 | 議案第58号     | 岐南町体育施設等の指定管理者の指定について                     |
| 第 4 | 議案第59号     | 岐南町南町民センターの指定管理者の指定について                   |
| 第 5 | 議案第60号     | 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 第 6 | 議案第61号     | 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第62号     | 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について        |
| 第 8 | 議案第63号     | 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 第 9 | 議案第64号     | 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 第10 | 議案第65号     | 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第4号）                     |
| 第11 | 議案第66号     | 令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）               |
| 第12 | 議案第67号     | 令和7年度岐南町介護保険特別会計補正予算（第2号）                 |
| 第13 | 議案第68号     | 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）              |
| 第14 | 議案第69号     | 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算（第2号）              |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10 名

- |   |   |       |
|---|---|-------|
| 1 | 番 | 倉内貴成君 |
| 2 | 番 | 小椋正子君 |

3	番	廣瀬 恵理子 君
4	番	長谷川 淳 君
5	番	松本 暁大 君
6	番	三宅 祐司 君
7	番	松原 浩二 君
8	番	渡邊 憲司 君
9	番	加藤 雅浩 君
10	番	小島 英雄 君

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤 友紀 君
副町	長	傍島 敬隆 君
教育	長	野原 弘康 君
総合政策部	長	安田 悟 君
総務部	長	服部 貴司 君
子ども未来部	長	三輪 学 君
健康福祉部	長	堀場 康伸 君
住民部	長	小野木 崇夫 君
基盤整備部	長	板橋 篤志 君
会計管理者		井上 哲也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	摂田 真広
書	記	高木 明美

開議

午前10時00分 開議

○議長（加藤雅浩君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（加藤雅浩君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、町長に報告をしていただきます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 皆さん、おはようございます。

諸般の報告を申し上げます。

今回ご報告いたします案件は、令和7年5月27日午前10時10分頃、徳田3丁目298番地の1地内の借家駐車場に進入した際に、当該借家の名称看板に接触し破損させた事故に対する損害賠償金を18万円としたことについてでございます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されております事項に該当する事件であるため、令和7年12月2日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告を申し上げます。以上でございます。

————— ◇ —————

#### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番 小島英雄議員及び1番 倉内貴成議員を指名いたします。

————— ◇ —————

#### 福祉教育委員会報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

#### 記

事件番号	件名	審査の結果
議案第56号	岐南町手数料条例の一部を改正する条例について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第58号	岐南町体育施設等の指定管理者の指定について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第59号	岐南町南町民センターの指定管理者の指定について	原案のとおり 可決すべきもの

令和7年12月23日

福祉教育委員会委員長 松本暁大

岐南町議会議長 加藤雅浩様

————— ◇ —————

#### 第2 議案第56号から第4 議案第59号まで

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、議案第56号 岐南町手数料条例の一部を改正する条

例についてから日程第4、議案第59号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定についてまでの3議案を議題といたします。

---

(議案掲載省略)

---

○議長（加藤雅浩君） 本案について、委員長の報告を求めます。

松本暁大福祉教育委員長。

○福祉教育委員会委員長（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。

福祉教育委員会委員長 松本でございます。

それでは、福祉教育委員会の委員長報告をいたします。

12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案につきましては、12月5日、委員会を開催し、理事者に町長、副町長、関係部・課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

議案第56号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

行政証明書のコンビニ交付の利用が伸びなかったときは、手数料の減額期間を延長するののかとの質疑に対しては、延長する予定はありません。目標達成に向けて努めてまいりますと説明がありました。

次に、コンビニ交付を促進するための具体的な取組はどのようなものかとの質疑に対しては、ホームページに操作方法を掲載したり、住民課窓口でチラシを配布するなど、住民に周知してまいりますと説明がありました。

次に、手数料減額の目指すところは何かとの質疑に対しては、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付では、役場の開庁時間外でも行政証明書の交付が受けられます。窓口業務の効率化により住民サービスの向上を図りますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第56号を採決した結果、全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第58号 岐南町体育施設等の指定管理者の指定についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

指定管理者の候補者は共同事業体であるが、けがや事故があったときの対応はどうなるのかとの質疑に対しては、共同事業体を構成する株式会社スポーツマックスが保険に加入しており、加入者が対応いたしますと説明がありました。

次に、指定管理者による運営状況を確認、評価する体制は整っているのかとの質疑に対しては、指定管理者は毎月月間業務報告書を提出します。また、年2回外部委員に

よる指定管理者評価委員会を開催していますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第58号を採決した結果、全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第59号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

ほかの施設にも指定管理者制度を広げていくのかとの質疑に対しては、町民センターは過去に募集したものの応募がありませんでした。そうしたことも踏まえ検討してまいりますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第59号を採決した結果、全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、福祉教育委員会の委員長報告を終わります。

議長、福祉教育委員会のこの会議で可決した問責決議については、委員長としてこれから発言をしてもよろしいでしょうか。

○議長（加藤雅浩君） はい、どうぞ。

○福祉教育委員会委員長（松本暁大君） ありがとうございます。

議長の許可をいただきましたので申し上げます。

12月3日の本会議並びに12月5日の福祉教育委員会の会議における私の言動に対して、同日、福祉教育委員会の会議において、私に猛省を促す問責決議が全会一致で可決されました。

私は福祉教育委員会の委員長、また議会運営委員会の委員であり、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ございませんでした。

ここに深く反省し、陳謝いたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第56号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例については、委員長の報告の

とおりに決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第56号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 岐南町体育施設等の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号 岐南町体育施設等の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第58号 岐南町体育施設等の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第59号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。



第5 議案第60号から第14 議案第69号まで

○議長（加藤雅浩君） 日程第5、議案第60号から日程第14、議案第69号までの10議案を一括議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 町長から提案理由の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） それでは、今定例会に追加で提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明を申し上げます。

まず、議案第60号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、特定任期付職員の給料表、期末手当及び勤勉手当について、民間との均衡を図るため、所要の改正を行うものでござい

ます。

本町において、現時点では改正の内容に該当する職員はおりませんが、国の制度改正に合わせ、あらかじめ改正をしておくものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第61号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、期末手当について民間の支給割合との均衡を図るため、改正するものでございます。

主な内容につきましては、期末手当を年間0.05か月分引き上げ、4.6か月を4.65か月といたすものでございます。

第1条関係としまして、引き上げる0.05か月分につきましては、例年12月の期末手当に上乗せして支給いたしますが、今回、12月の期末手当は既に支給済みであることから、差額分を12月中に支給するものでございます。

また、第2条関係としまして、令和8年度以降の支給割合4.65か月を6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から、第2条関係を令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第62号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、期末手当について民間の支給割合との均衡を図るため、改正するものでございます。

主な内容につきましては、期末手当を年間0.05か月分引き上げ、4.6か月を4.65か月といたすものでございます。

第1条関係としまして、引き上げる0.05か月分につきましては、例年12月の期末手当に上乗せして支給いたしますが、今回、12月の期末手当は既に支給済みであることから、差額分を12月中に支給するものでございます。

また、第2条関係としまして、令和8年度以降の支給割合4.65か月を6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から、第2条関係を令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第63号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、給料表、期末・勤勉手当の支給率、通勤手当及び宿日直手当の改定を行うものでございます。

改定内容といたしましては、第1条の給料表を改定として、令和7年4月1日から、民間給与との較差を解消するため、初任給について、大学卒業程度では月額1万2,000円、高校卒業の者では月額1万2,300円を引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、ほかの職員の給料月額を大幅に引き上げるものでございます。

また、期末・勤勉手当の支給率について、年間で合わせて0.05か月分を引き上げ、4.6か月を4.65か月とするもので、引上げ分を期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025か月分を配分し支給するものでございます。

支給方法につきましては、給料月額及び期末・勤勉手当支給割合の引上げに伴う差額分を12月中に支払うものでございます。

また、通勤手当につきましては、現行の10キロメートル以上、15キロメートル未満から60キロメートル以上までの距離区分について、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げを行うものでございます。

また、宿日直手当につきましては、現行の4,400円を4,700円に引き上げるものでございます。

第2条関係としましては、令和8年度以降の期末勤勉手当の支給割合4.65か月を6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

また、通勤手当におきましては、距離区分の上限を100キロメートル以上とし、60キロメートル以上の部分について、5キロメートル刻みで新たな距離区分を設けるものでございます。

また、通勤の際に民間駐車場を利用している職員の自己負担を軽減するため、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する手当を新設するものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係につきましては令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第64号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、民間給与との較差を解消するため、会計年度任用職員に係る給料表の改正を行うものでございます。

また、併せて、給料改定の対象となる会計年度任用職員を国の非常勤職員と同じ条件とするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第65号 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ4億4,816万3,000円を増額し、101億1,224万円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、人材派遣委託料として336万1,000円、コンビニ交付手数料改定に伴うシステム機器等改修委託料として74万3,000円の増額、民生費におきまして、障害者自立支援給付費として1億3,049万9,000円、地域生活支援事業費として500万円、障害児通所等給付費として7,855万5,000円、事業の精算に伴う国県支出金過年度返還金として2,274万4,000円、国民健康保険特別会計繰入金として802万7,000円、乳幼児（町単）医療費助成金として1,229万円、後期高齢者医療特別会計繰入金として321万8,000円、介護予防サービス事業補助金として330万9,000円、介護保険特別会計繰入金として1,425万6,000円、保育所運営事業等補助金として各種補助金の増減の結果42万6,000円、児童手当支給対象児童を養育する世帯に、子供1人当たり一律2万円を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業費として1億217万9,000円の増額、衛生費におきまして、不燃ごみ等の自己搬入施設の開設日拡充と、LINE予約システム導入による住民の利便性を図る経費として131万3,000円、可燃ごみ運搬処理業務（積替分）委託料として4,463万2,000円の増額、教育費におきまして、国庫補助金の受入れ先変更に伴い、児童・生徒用タブレット借上料として1,055万8,000円の減額、また各費目にわたり、人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴い、人件費の精査をいたしております。

これに対する歳入でございしますが、国庫支出金におきまして、障害者自立支援事業費等負担金として1億1,480万3,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として206万9,000円、子ども・子育て支援事業費補助金として970万3,000円、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び事務費補助金として1億217万9,000円の増額、公立学校情報機器整備費補助金として867万5,000円の減額、県支出金におきまして、障害者自立支援事業費等負担金として5,730万2,000円の増額、保育対策総合支援事業費補助金として775万9,000円の減額、繰入金におきまして、財政調整基金繰入金として3,483万6,000円の増額、繰越金におきまして1億3,789万6,000円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、第2条、債務負担行為の補正につきましては、令和8年度から令和10年度までを事業期間とした南町民センター指定管理者の指定事業及び令和8年度から令和12年度までを事業期間とした体育施設等指定管理者の指定事業に係る限度額を追加計上し、情報教育関連機器借りに係る限度額の変更をいたしたいものでござい

ます。

次に、議案第66号 令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1,295万3,000円を追加し、25億438万2,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、システム改修委託及び人件費の見直しに係る一般管理費として802万7,000円、令和6年度の保険給付費等交付金の精算に係る償還金として492万6,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、繰入金802万7,000円、繰越金492万6,000円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、議案第67号 令和7年度岐南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1億2,321万4,000円を追加し、22億7,831万7,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、保険給付費として1億678万8,000円、総合事業の給付費、委託料等の見直しに係る地域支援事業費として1,392万円、国保連合会返還金精算に係る償還金及び一般会計繰出金として299万7,000円を増額し、人件費等の見直しに伴い、総務費を49万1,000円減額するものでございます。

これに対する歳入でございますが、保険料635万4,000円、国庫支出金2,411万5,000円、支払基金交付金3,208万1,000円、県支出金1,825万1,000円、繰入金2,473万2,000円、繰越金1,768万1,000円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、議案第68号 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ321万8,000円を追加し、6億9,811万9,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、システム改修委託に伴う一般管理費として321万8,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、繰入金321万8,000円を増額し、財源といたすものでございます。

最後に、議案第69号 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ450万7,000円を増額し、2億8,703万5,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、教育費におきまして、人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴い、人件費の精査をいたしております。

これに対する歳入につきましては、分担金として350万円、負担金として100万7,000円を増額し、財源といたすものでございます。

説明は以上でございます。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加藤雅浩君） 日程第5、議案第60号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第60号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第60号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第61号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第61号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第61号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第62号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第62号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第62号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第63号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第63号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第63号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第64号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。  
討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。  
採決します。議案第64号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第64号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第65号 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 小島英雄議員。

- 10番（小島英雄君） 10番 小島でございますが、前回説明もありましたけれども、防犯カメラの件ですね。これを防犯カメラは8基設置するということではありますが、学校全体の安全性を高める防犯システムになっているかどうかということと、職員室になぜ防犯カメラが設置していないのか。この昨今の世情を見ると、職員室の防犯カメラが要るのではないかと考えておりますが、その2点、なぜ職員室等に防犯カメラを設置しないのか、お願いいたします。

- 議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

- こども未来部長（三輪 学君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

初めに、今回新しくというか更新をさせていただく防犯カメラにつきましては、既存のシステムを故障により更新するものでございます。

現在、安全システムにつきましては、現状確保されているものでありますので、その更新ということですので新しく新規に精度のよいものをつけるということですので、安全のシステムとしては機能するというように考えております。

また、職員室での防犯カメラにつきましては、今回は、侵入者の防止とかそういうもののトラブルの発生の状況の防犯対策上のカメラでございます。職員室の中、校舎の中の防犯カメラにつきましては、また別の段階で検討する必要があるかと考えております。今回につきましては、外部侵入者等々のカメラの更新の予算の計上となって

おります。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 今答弁を聞いておりましたが、職員室の設置、今回見送りしましたということですが、それならいつやるんですかになるんですよ。せっかく8基外側につける、防犯上対策した、するということではありますが、やはり職員室というのは本当に個人情報、あるいは機密情報がたくさんあるところであり、人の出入りも多い。

そうした中で、なぜ防犯カメラをつけないのか。そして、よその事例ではありますが、テレビ等でありますけれども、個人情報を持ち出すということもあり得ることでありますので、そういった対処をするためにも、誰がどうしたかという、すぐ分かるような防犯カメラが必要ではないかと思いますが、今必要だと思っております。それならいつやるんですかということになりますので、三輪部長、その辺のところを含めてやるならやる、近いうちにやるということで、はっきりと答えてもらいたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 小島議員の質疑にお答えをいたします。

個人情報というのは本当に漏えいすると大変な問題になりますけれども、学校の職員一同、不祥事根絶に向けて、その管理については十分それぞれが行っているところでございます。

現場の声でその防犯カメラというのが今のところ上がっておりませんし、現場の必要性を感じながら、そこが必要であるということであれば、またお願いをしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第65号 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第65号 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第66号 令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第66号 令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第66号 令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第67号 令和7年度岐南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第67号 令和7年度岐南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第67号 令和7年度岐南町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第68号 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第68号 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第68号 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第69号 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第69号 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第69号 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————  
閉議閉会

○議長（加藤雅浩君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じ、令和7年第4回岐南町議会定例会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

————— ◆ —————  
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加藤雅浩

岐南町議会議員

小島英雄

岐南町議会議員

倉内貴成